

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月17日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社おがの
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区三田五丁目7番12号
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区東上野一丁目26番2号
【電話番号】	03-3834-6261
【事務連絡者氏名】	経理担当(囑託) 鈴木 龍雄
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社おがの (東京都港区三田五丁目7番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社おがのをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、東京貴宝株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであります。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年11月10日付で提出いたしました公開買付届出書(2021年11月12日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、当該公開買付届出書に記載の本贈与として、政木喜三郎氏が所有する対象者株式20,400株及び政木ふじ江氏が所有する対象者株式11,712株を政木みどり氏へ、喜三郎氏が所有する対象者株式15,087株及び政木ふじ江氏が所有する対象者株式11,714株を政木喜仁氏へ、政木喜三郎氏が所有する対象者株式24,300株及び政木ふじ江氏が所有する対象者株式11,712株を小彼かほり氏へそれぞれ贈与し、2021年11月17日付で当該贈与に関する決済が完了したこと及び記載事項の一部に誤記があったことに伴い記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)

(4) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)

特別関係者

所有株券等の数

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

前略

本公開買付けの実施にあたり、創業家一族の世代交代を見据えて対象者株式を下の世代に承継し、もって一族間の資産管理の最適化及び相続対策を図る観点から、2021年11月9日、()同日時点で対象者の第2位株主であり創業家の資産管理会社(注2)である政和商事株式会社(本代物弁済(以下に定義します。)前の所有株式数：33,779株、所有割合(注3)：8.04%(以下「政和商事」といいます。))と同日現在第9位株主であり政木喜仁氏の祖母である政木ふじ江氏(本代物弁済(以下に定義します。)前の所有株式数：14,238株、所有割合：3.39%)との間で、政木ふじ江氏が政和商事に対して保有する貸付債権の一部である53,817,500円を、政和商事が所有する対象者株式のうち20,900株(所有割合：4.97%。なお、政和商事が所有する残りの対象者株式については、下記のとおり公開買付けとの間で応募契約を締結いたします。))をもって代物弁済(代物弁済の対象となる対象者株式については、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。))と同額の1株あたり2,575円と評価しております。なお、上記貸付債権は金銭債権であり、本代物弁済時に当該額面金額を債権者に弁済することが可能であり、かつ、法令等に抵触することもないため額面金額と同額と評価できることから、本代物弁済により公開買付価格の均一性の規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反することはないものと考えております。)する(代物弁済後の政木ふじ江氏の所有株式数：35,138株、所有割合：8.36%。以下当該代物弁済を「本代物弁済」といいます。)内容の代物弁済契約(本代物弁済に係る決済は、2021年11月10日に完了しております。)及び()同日時点で対象者の取締役会長であり第1位株主であり政木喜仁氏の祖父である政木喜三郎氏(本贈与(以下に定義します。)前の所有株式数：59,787株、所有割合：14.23%)、政木ふじ江氏、同日時点で対象者の第8位株主である政木喜仁氏(本贈与(以下に定義します。)前の所有株式数：15,400株、所有割合：3.67%)、政木喜仁氏の母である政木みどり氏(本贈与(以下に定義します。)前の所有株式数：10,024株、所有割合：2.39%)及び同日時点で公開買付けの代表取締役であり、政木喜仁氏の妹である小彼かほり氏(本贈与(以下に定義します。)前の所有株式数：6,100株、所有割合：1.45%)との間で、本代物弁済に係る決済が完了することを条件(注4)として、(a)政木喜三郎氏が所有する対象者株式20,400株(所有割合：4.86%)及び政木ふじ江氏が所有する対象者株式11,712株(所有割合：2.79%)を政木みどり氏へ、(b)政木喜三郎氏が所有する対象者株式15,087株(所有割合：3.59%)及び政木ふじ江氏が所有する対象者株式11,714株(所有割合：2.79%)を政木喜仁氏へ、(c)政木喜三郎氏が所有する対象者株式24,300株(所有割合：5.78%)及び政木ふじ江氏が所有する対象者株式11,712株(所有割合：2.79%)を小彼かほり氏へそれぞれ贈与する(以下「本贈与」といいます。)旨の贈与契約を締結しております(注5)。なお、本贈与後、政木喜仁氏は対象者株式42,201株(所有割合：10.05%)を、政木みどり氏は対象者株式42,136株(所有割合：10.03%)を、小彼かほり氏は対象者株式42,112株(所有割合：10.02%)をそれぞれ所有することになり、政木喜三郎氏及び政木ふじ江氏は、対象者株式を一切所有しないこととなります。なお、政木喜仁氏、政木みどり氏及び小彼かほり氏(以下、政木喜仁氏、政木みどり氏及び小彼かほり氏を総称して「本不応募合意株主」といいます。)のそれぞれの所有割合については、政木喜三郎氏及び政木ふじ江氏の直系である政木喜仁氏、政木みどり氏及び小彼かほり氏の所有割合が概ね均等となるように意図したものです。なお、本代物弁済及び本贈与は、本公開買付けの公表前に実施することにより、対象者の経営上重大な事態が生じているのではないかとこの憶測等を惹起し、顧客・取引先、従業員、株主を含む対象者の関係者のほか、市場に混乱が生じる可能性を避ける観点から、本公開買付けの公表に合わせて実施することとしておりますが、上記のとおり、創業家一族の世代交代を見据えて対象者株式を下の世代に承継し、もって一族間の資産管理の最適化及び相続対策を図る観点から行われるものであり、本公開買付けの成否にかかわらず実施されます。

中略

(注2) 政和商事は、本書提出日現在、政木喜三郎氏、政木ふじ江氏、政木みどり氏、政木喜仁氏、小彼かほり氏及びその他の創業家の親族12名(合計17名)が株主であり、政木喜三郎氏、政木ふじ江氏、政木みどり氏、政木喜仁氏及び小彼かほり氏が議決権の過半数(政和商事の発行済株式数に占める割合：60.73%)を所有しております。

中略

(注4) 本贈与の対象に政木ふじ江氏が本代物弁済により取得する対象者株式が含まれることから、本贈与については本代物弁済の決済の完了を条件としておりましたが、2021年11月10日付で代物弁済の決済が完了したことから、当該条件は成就いたしました。

中略

(注6) 政和商事は、本スクイーズアウト手続の完了後、最大で、本公開買付けに保有株式を応募することにより受領予定の対価の相当額である33,163,425円から税金を考慮した金額を公開買付者に再出資する予定ですが、本合併後の最終的な対象者への出資割合や具体的な時期及び方法については、現時点で未定です。もっとも、政和商事による公開買付者の株式保有割合が最大でも50%未満となるように、保有株式数の調整を行います。この点について、対象者より異議等は受領しておりません。また、政和商事による再出資については、創業家一族間の資産分配の観点から行われるところ、政和商事が公開買付者の株式を一部保有することとなる場合であっても、政和商事の代表取締役が不応募合意株主である政木みどり氏であり、かつ、上記のとおり、政和商事の株主はいずれも創業家一族の関係者であり、政木喜三郎氏、政木ふじ江氏、政木みどり氏、政木喜仁氏及び小彼かほり氏が議決権の過半数(政和商事の発行済株式数に占める割合：60.73%)を所有していることから、本取引への影響はないものと考えております。

後略

(訂正後)

前略

本公開買付けの実施にあたり、創業家一族の世代交代を見据えて対象者株式を下の世代に承継し、もって一族間の資産管理の最適化及び相続対策を図る観点から、2021年11月9日、()同日時点で対象者の第2位株主であり創業家の資産管理会社(注2)である政和商事株式会社(本代物弁済(以下に定義します。))前の所有株式数：33,779株、所有割合(注3)：8.04%(以下「政和商事」といいます。))と同日現在第9位株主であり政木喜仁氏の祖母である政木ふじ江氏(本代物弁済(以下に定義します。))前の所有株式数：14,238株、所有割合：3.39%)との間で、政木ふじ江氏が政和商事に対して保有する貸付債権の一部である53,817,500円を、政和商事が所有する対象者株式のうち20,900株(所有割合：4.97%。なお、政和商事が所有する残りの対象者株式については、下記のとおり公開買付者との間で応募契約を締結いたします。))をもって代物弁済(代物弁済の対象となる対象者株式については、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。))と同額の1株あたり2,575円と評価しております。なお、上記貸付債権は金銭債権であり、本代物弁済時に当該額面金額を債権者に弁済することが可能であり、かつ、法令等に抵触することもないため額面金額と同額と評価できることから、本代物弁済により公開買付価格の均一性の規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反することはないものと考えております。))する(代物弁済後の政木ふじ江氏の所有株式数：35,138株、所有割合：8.36%。以下当該代物弁済を「本代物弁済」といいます。))内容の代物弁済契約(本代物弁済に係る決済は、2021年11月10日に完了しております。))及び()同日時点で対象者の取締役会長であり第1位株主であり政木喜仁氏の祖父である政木喜三郎氏(本贈与(以下に定義します。))前の所有株式数：59,787株、所有割合：14.23%)、政木ふじ江氏、同日時点で対象者の第8位株主である政木喜仁氏(本贈与(以下に定義します。))前の所有株式数：15,400株、所有割合：3.67%)、政木喜仁氏の母である政木みどり氏(本贈与(以下に定義します。))前の所有株式数：10,024株、所有割合：2.39%)及び同日時点で公開買付者の代表取締役であり、政木喜仁氏の妹である小彼かほり氏(本贈与(以下に定義します。))前の所有株式数：6,100株、所有割合：1.45%)との間で、本代物弁済に係る決済が完了することを条件(注4)として、(a)政木喜三郎氏が所有する対象者株式20,400株(所有割合：4.86%)及び政木ふじ江氏が所有する対象者株式11,712株(所有割合：2.79%)を政木みどり氏へ、(b)政木喜三郎氏が所有する対象者株式15,087株(所有割合：3.59%)及び政木ふじ江氏が所有する対象者株式11,714株(所有割合：2.79%)を政木喜仁氏へ、(c)政木喜三郎氏が所有する対象者株式24,300株(所有割合：5.78%)及び政木ふじ江氏が所有する対象者株式11,712株(所有割合：2.79%)を小彼かほり氏へそれぞれ贈与する(以下「本贈与」といいます。))旨の贈与契約を締結しております(注5)。本贈与に関する決済は、2021年11月17日付で、完了しております。なお、本贈与後、政木喜仁氏は対象者株式42,201株(所有割合：10.05%)を、政木みどり氏は対象者株式42,136株(所有割合：10.03%)を、小彼かほり氏は対象者株式42,112株(所有割合：10.02%)をそれぞれ所有し、政木喜三郎氏及び政木ふじ江氏は、対象者株式を一切所有しておりません。なお、政木喜仁氏、政木みどり氏及び小彼かほり氏(以下、政木喜仁氏、政木みどり氏及び小彼かほり氏を総称して「本不応

募合意株主」といいます。)のそれぞれの所有割合については、政木喜三郎氏及び政木ふじ江氏の直系である政木喜仁氏、政木みどり氏及び小彼かほり氏の所有割合が概ね均等となるように意図したものです。なお、本代物弁済及び本贈与は、本公開買付けの公表前に実施することにより、対象者の経営上重大な事態が生じているのではないかという憶測等を惹起し、顧客・取引先、従業員、株主を含む対象者の関係者のほか、市場に混乱が生じる可能性を避ける観点から、本公開買付けの公表に合わせて実施することとしておりますが、上記のとおり、創業家一族の世代交代を見据えて対象者株式を下の世代に承継し、もって一族間の資産管理の最適化及び相続対策を図る観点から行われるものであり、本公開買付けの成否にかかわらず実施されます。

中略

(注2) 政和商事は、本書提出日現在、政木喜三郎氏、政木ふじ江氏、政木みどり氏、政木喜仁氏、小彼かほり氏及びその他の創業家の親族12名(合計17名)が株主であり、政木喜三郎氏、政木ふじ江氏、政木みどり氏、政木喜仁氏及び小彼かほり氏が議決権の過半数(政和商事の発行済株式数に占める割合：60.73%)を所有しております。

中略

(注4) 本贈与の対象に政木ふじ江氏が本代物弁済により取得する対象者株式が含まれたことから、本贈与については本代物弁済の決済の完了を条件としておりましたが、2021年11月10日付で代物弁済の決済が完了したことから、当該条件は成就いたしました。

中略

(注6) 政和商事は、本スクイーズアウト手続の完了後、最大で、本公開買付けに保有株式を応募することにより受領予定の対価の相当額である33,163,425円から税金を考慮した金額を公開買付者に再出資する予定ですが、本合併後の最終的な対象者への出資割合や具体的な時期及び方法については、現時点で未定です。もっとも、政和商事による公開買付者の株式保有割合が最大でも50%未満となるように、保有株式数の調整を行います。この点について、対象者より異議等は受領しておりません。また、政和商事による再出資については、創業家一族間の資産分配の観点から行われるところ、政和商事が公開買付者の株式を一部保有することとなる場合であっても、政和商事の代表取締役が不応募合意株主である政木みどり氏であり、かつ、上記のとおり、政和商事の株主はいずれも創業家一族の関係者であり、政木喜三郎氏、政木ふじ江氏、政木みどり氏、政木喜仁氏及び小彼かほり氏が議決権の過半数(政和商事の発行済株式数に占める割合：60.73%)を所有していることから、本取引への影響はないものと考えております。

後略

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

前略

- (注1) なお、政和商事が予定している公開買付者に対する再出資により、本合併後に政和商事が対象者の株主となりますが、当該再出資は創業家一族間の資産分配の観点から行われるところ、政和商事が公開買付者の株式を一部保有することとなる場合であっても、政和商事による公開買付者の株式保有割合が最大でも50%未満となるように、保有株式数の調整を行います。この点について、対象者より異議等は受領しておりません。また、政和商事の代表取締役が不応募合意株主である政木みどり氏であり、かつ、上記のとおり、政和商事の株主はいずれも創業家一族の親族であり、政木喜三郎氏、政木ふじ江氏、政木みどり氏、政木喜仁氏及び小彼かおり氏が議決権の過半数(政和商事の発行済株式数に占める割合：60.73%)を所有していることから、本取引後の対象者の運営への影響はないものと考えております。

(訂正後)

前略

- (注1) なお、政和商事が予定している公開買付者に対する再出資により、本合併後に政和商事が対象者の株主となりますが、当該再出資は創業家一族間の資産分配の観点から行われるところ、政和商事が公開買付者の株式を一部保有することとなる場合であっても、政和商事による公開買付者の株式保有割合が最大でも50%未満となるように、保有株式数の調整を行います。この点について、対象者より異議等は受領しておりません。また、政和商事の代表取締役が不応募合意株主である政木みどり氏であり、かつ、上記のとおり、政和商事の株主はいずれも創業家一族の親族であり、政木喜三郎氏、政木ふじ江氏、政木みどり氏、政木喜仁氏及び小彼かほり氏が議決権の過半数(政和商事の発行済株式数に占める割合：60.73%)を所有していることから、本取引後の対象者の運営への影響はないものと考えております。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	2,936
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2021年11月10日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2021年11月10日現在)(個)(g)	1,263
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(2021年3月31日現在)(個)(j)	4,191
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	69.89
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	99.98

中略

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2021年11月10日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計(但し、本代物弁済後、本贈与前の数値です。)を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の保有する株券等(但し、本不応募合意株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本代物弁済後に政和商事が所有する株券等に係る議決権の数(128個)は分子に加算しておらず、他方、本代物弁済及び本贈与後に政木喜仁氏が所有する株券等に係る議決権の数(422個)、本代物弁済及び本贈与後に政木みどり氏が所有する株券等に係る議決権の数(421個)及び本代物弁済及び本贈与後に小彼かほり氏が所有する株券等に係る議決権の数(421個)を分子に加算しております。

後略

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	2,936
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2021年11月10日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2021年11月17日現在)(個)(g)	1,264
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(2021年3月31日現在)(個)(j)	4,191
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	69.89
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i)) \times 100$)(%)	99.98

中略

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2021年11月17日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計(但し、本贈与に関する決済が2021年11月17日付で完了していることから、本贈与後の数値です。)を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の保有する株券等(但し、本不応募合意株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本代物弁済後に政和商事が所有する株券等に係る議決権の数(128個)は分子に加算しておらず、他方、本代物弁済及び本贈与後に政木喜仁氏が所有する株券等に係る議決権の数(422個)、本代物弁済及び本贈与後に政木みどり氏が所有する株券等に係る議決権の数(421個)及び本代物弁済及び本贈与後に小彼かほり氏が所有する株券等に係る議決権の数(421個)を分子に加算しております。

後略

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(2021年11月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1,263 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	1,263		
所有株券等の合計数	1,263		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(訂正後)

(2021年11月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1,264 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	1,264		
所有株券等の合計数	1,264		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(訂正前)

(2021年11月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1,263 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	1,263		
所有株券等の合計数	1,263		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 所有する株券等の数は、本代物弁済後、本贈与前の個数を記載しております。

(訂正後)

(2021年11月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1,264 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	1,264		
所有株券等の合計数	1,264		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 所有する株券等の数は、本贈与に関する決済が2021年11月17日付で完了していることから、本贈与後の個数を記載しております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(訂正前)

(2021年11月10日現在)

氏名又は名称	政木喜仁
住所又は所在地	東京都台東区東上野 1 丁目26番 2 号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	東京貴宝株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 鈴木 龍雄 連絡場所 東京都台東区東上野 1 丁目26番 2 号 電話番号 03-3834-6261(代表)
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人 公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

氏名又は名称	小彼かおり
住所又は所在地	東京都港区三田五丁目 7 番12号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社おがの 代表取締役
連絡先	連絡者 鈴木 龍雄 連絡場所 東京都台東区東上野 1 丁目26番 2 号 電話番号 03-3834-6261(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

氏名又は名称	政木喜三郎
住所又は所在地	東京都台東区東上野 1 丁目26番 2 号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	東京貴宝株式会社 取締役会長
連絡先	連絡者 鈴木 龍雄 連絡場所 東京都台東区東上野 1 丁目26番 2 号 電話番号 03-3834-6261(代表)
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族(養親)

氏名又は名称	政木ふじ江
住所又は所在地	東京都港区三田五丁目 7 番12号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	主婦
連絡先	連絡者 鈴木 龍雄 連絡場所 東京都台東区東上野 1 丁目26番 2 号 電話番号 03-3834-6261(代表)
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族(養親)

氏名又は名称	政木みどり
住所又は所在地	東京都港区三田五丁目7番12号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	会社役員
連絡先	連絡者 鈴木 龍雄 連絡場所 東京都台東区東上野1丁目26番2号 電話番号 03-3834-6261(代表)
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族(実親) 公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(訂正後)

(2021年11月17日現在)

氏名又は名称	政木喜仁
住所又は所在地	東京都台東区東上野1丁目26番2号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	東京貴宝株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 鈴木 龍雄 連絡場所 東京都台東区東上野1丁目26番2号 電話番号 03-3834-6261(代表)
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人 公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

氏名又は名称	小彼かほり
住所又は所在地	東京都港区三田五丁目7番12号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社おがの 代表取締役
連絡先	連絡者 鈴木 龍雄 連絡場所 東京都台東区東上野1丁目26番2号 電話番号 03-3834-6261(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

氏名又は名称	政木みどり
住所又は所在地	東京都港区三田五丁目7番12号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	会社役員
連絡先	連絡者 鈴木 龍雄 連絡場所 東京都台東区東上野1丁目26番2号 電話番号 03-3834-6261(代表)
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族(実親) 公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

【所有株券等の数】

(訂正前)

政木 喜仁

(2021年11月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	154 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	154		
所有株券等の合計数	154		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 所有する株券等の数は、本贈与前の個数を記載しております。

小彼かほり

(2021年11月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	61 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	61		
所有株券等の合計数	61		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 所有する株券等の数は、本贈与前の個数を記載しております。

政木喜三郎

(2021年11月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	597 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	597	—	—
所有株券等の合計数	597	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(注) 所有する株券等の数は、本贈与前の個数を記載しております。

政木ふじ江

(2021年11月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	351 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	351	—	—
所有株券等の合計数	351	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(注) 所有する株券等の数は、本代物弁済後、本贈与前の個数を記載しております。

政木みどり

(2021年11月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	100 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	100		
所有株券等の合計数	100		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 所有する株券等の数は、本贈与前の個数を記載しております。

(訂正後)

政木 喜仁

(2021年11月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	422 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	422		
所有株券等の合計数	422		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 所有する株券等の数は、本贈与に関する決済が2021年11月17日付で完了していることから、本贈与後の個数を記載しております。

小彼かほり

(2021年11月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	421 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	421		
所有株券等の合計数	421		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 所有する株券等の数は、本贈与に関する決済が2021年11月17日付で完了していることから、本贈与後の個数を記載しております。

政木みどり

(2021年11月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	421 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	421		
所有株券等の合計数	421		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 所有する株券等の数は、本贈与に関する決済が2021年11月17日付で完了していることから、本贈与後の個数を記載しております。

公開買付届出書の添付書類

2021年11月10日付公開買付開始公告(2021年11月12日付で公告した公開買付開始公告の訂正の公告により訂正された事項を含みます。)

1. 公開買付けの目的

(訂正前)

前略

(注2) 本公開買付けの実施にあたり、創業家一族の世代交代を見据えて対象者株式を下の世代に承継し、もって一族間の資産管理の最適化及び相続対策を図る観点から、2021年11月9日、()同日時点で対象者の第2位株主であり創業家の資産管理会社(注4)である政和商事株式会社(本代物弁済(以下に定義します。)前の所有株式数:33,779株、所有割合(注5):8.04%)(以下「政和商事」といいます。)と同日現在第9位株主であり政木喜仁氏の祖母である政木ふじ江氏(本代物弁済(以下に定義します。)前の所有株式数:14,238株、所有割合:3.39%)との間で、政木ふじ江氏が政和商事に対して保有する貸付債権の一部である53,817,500円を、政和商事が所有する対象者株式のうち20,900株(所有割合:4.97%)をもって代物弁済(代物弁済の対象となる対象者株式については、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格と同額の1株あたり2,575円と評価しております。なお、上記貸付債権は金銭債権であり、本代物弁済時に当該額面金額を債権者に弁済することが可能であり、かつ、法令等に抵触することもないため額面金額と同額と評価できることから、本代物弁済により公開買付価格の均一性の規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反することはないものと考えております。)する(代物弁済後の政木ふじ江氏の所有株式数:35,138株、所有割合:8.36%。以下当該代物弁済を「本代物弁済」といいます。)内容の代物弁済契約(本代物弁済に係る決済は、2021年11月10日に完了しております。)及び()同日時点で対象者の取締役会長であり第1位株主であり政木喜仁氏の祖父である政木喜三郎氏(本贈与(以下に定義します。)前の所有株式数:59,787株、所有割合:14.23%)、政木ふじ江氏、同日時点で対象者の第8位株主である政木喜仁氏(本贈与(以下に定義します。)前の所有株式数:15,400株、所有割合:3.67%)、政木喜仁氏の母である政木みどり氏(本贈与(以下に定義します。)前の所有株式数:10,024株、所有割合:2.39%)及び同日時点で公開買付者の代表取締役であり、政木喜仁氏の妹である小彼かほり氏(本贈与(以下に定義します。)前の所有株式数:6,100株、所有割合:1.45%)との間で、本代物弁済に係る決済が完了することを条件(注6)として、()政木喜三郎氏が所有する対象者株式20,400株(所有割合:4.86%)及び政木ふじ江氏が所有する対象者株式11,712株(所有割合:2.79%)を政木みどり氏へ、()政木喜三郎氏が所有する対象者株式15,087株(所有割合:3.59%)及び政木ふじ江氏が所有する対象者株式11,714株(所有割合:2.79%)を政木喜仁氏へ、()政木喜三郎氏が所有する対象者株式24,300株(所有割合:5.78%)及び政木ふじ江氏が所有する対象者株式11,712株(所有割合:2.79%)を小彼かほり氏へそれぞれ贈与する(以下「本贈与」といいます。)旨の贈与契約を締結しております(注7)。なお、本贈与後、政木喜仁氏は対象者株式42,201株(所有割合:10.05%)を、政木みどり氏は対象者株式42,136株(所有割合:10.03%)を、小彼かほり氏は対象者株式42,112株(所有割合:10.02%)をそれぞれ所有することになり、政木喜三郎氏及び政木ふじ江氏は、対象者株式を一切所有しないこととなります。

中略

(注4) 政和商事は、本日現在、政木喜三郎氏、政木ふじ江氏、政木みどり氏、政木喜仁氏、小彼かほり氏及びその他の創業家の親族等12名(合計17名)が株主であり、政木喜三郎氏、政木ふじ江氏、政木みどり氏、政木喜仁氏及び小彼かほり氏が議決権の過半数(政和商事の発行済株式数に占める割合:60.73%)を所有しております。

中略

(注6) 本贈与の対象に政木ふじ江氏が本代物弁済により取得する対象者株式が含まれることから、本贈与については本代物弁済の決済の完了を条件としておりましたが、2021年11月10日付で代物弁済の決済が完了したことから、当該条件は成就いたしました。

後略

(訂正後)

前略

(注2) 本公開買付けの実施にあたり、創業家一族の世代交代を見据えて対象者株式を下の世代に承継し、もって一族間の資産管理の最適化及び相続対策を図る観点から、2021年11月9日、()同日時点で対象者の第2位株主であり創業家の資産管理会社(注4)である政和商事株式会社(本代物弁済(以下に定義します。)前の所有株式数:33,779株、所有割合(注5):8.04%) (以下「政和商事」といいます。)と同日現在第9位株主であり政木喜仁氏の祖母である政木ふじ江氏(本代物弁済(以下に定義します。)前の所有株式数:14,238株、所有割合:3.39%)との間で、政木ふじ江氏が政和商事に対して保有する貸付債権の一部である53,817,500円を、政和商事が所有する対象者株式のうち20,900株(所有割合:4.97%)をもって代物弁済(代物弁済の対象となる対象者株式については、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格と同額の1株あたり2,575円と評価しております。なお、上記貸付債権は金銭債権であり、本代物弁済時に当該額面金額を債権者に弁済することが可能であり、かつ、法令等に抵触することもないため額面金額と同額と評価できることから、本代物弁済により公開買付け価格の均一性の規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反することはないと考えております。)する(代物弁済後の政木ふじ江氏の所有株式数:35,138株、所有割合:8.36%。以下当該代物弁済を「本代物弁済」といいます。)内容の代物弁済契約(本代物弁済に係る決済は、2021年11月10日に完了しております。)及び()同日時点で対象者の取締役会長であり第1位株主であり政木喜仁氏の祖父である政木喜三郎氏(本贈与(以下に定義します。)前の所有株式数:59,787株、所有割合:14.23%)、政木ふじ江氏、同日時点で対象者の第8位株主である政木喜仁氏(本贈与(以下に定義します。)前の所有株式数:15,400株、所有割合:3.67%)、政木喜仁氏の母である政木みどり氏(本贈与(以下に定義します。)前の所有株式数:10,024株、所有割合:2.39%)及び同日時点で公開買付け者の代表取締役であり、政木喜仁氏の妹である小彼かほり氏(本贈与(以下に定義します。)前の所有株式数:6,100株、所有割合:1.45%)との間で、本代物弁済に係る決済が完了することを条件(注6)として、()政木喜三郎氏が所有する対象者株式20,400株(所有割合:4.86%)及び政木ふじ江氏が所有する対象者株式11,712株(所有割合:2.79%)を政木みどり氏へ、()政木喜三郎氏が所有する対象者株式15,087株(所有割合:3.59%)及び政木ふじ江氏が所有する対象者株式11,714株(所有割合:2.79%)を政木喜仁氏へ、()政木喜三郎氏が所有する対象者株式24,300株(所有割合:5.78%)及び政木ふじ江氏が所有する対象者株式11,712株(所有割合:2.79%)を小彼かほり氏へそれぞれ贈与する(以下「本贈与」といいます。)旨の贈与契約を締結しております(注7)。本贈与に関する決済は、2021年11月17日付で、完了しております。なお、本贈与後、政木喜仁氏は対象者株式42,201株(所有割合:10.05%)を、政木みどり氏は対象者株式42,136株(所有割合:10.03%)を、小彼かほり氏は対象者株式42,112株(所有割合:10.02%)をそれぞれ所有し、政木喜三郎氏及び政木ふじ江氏は、対象者株式を一切所有していません。

中略

(注4) 政和商事は、本日現在、政木喜三郎氏、政木ふじ江氏、政木みどり氏、政木喜仁氏、小彼かほり氏及びその他の創業家の親族等12名(合計17名)が株主であり、政木喜三郎氏、政木ふじ江氏、政木みどり氏、政木喜仁氏及び小彼かほり氏が議決権の過半数(政和商事の発行済株式数に占める割合:60.73%)を所有しております。

中略

(注6) 本贈与の対象に政木ふじ江氏が本代物弁済により取得する対象者株式が含まれたことから、本贈与については本代物弁済の決済の完了を条件としておりましたが、2021年11月10日付で代物弁済の決済が完了したことから、当該条件は成就いたしました。

後略

以上